

日本環境安全事業株式会社法案(閣法第五〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業等を営むこととし、本会社の名称は「日本環境安全事業株式会社」とする。
- 二、本会社の経営の健全性及び安定性の確保のために、本会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を営む間は政府が本会社の総株主の議決権の過半数を保有すること、本会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る事業基本計画の策定等については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定める。
- 三、その他本会社の設立の手續等に関し、所要の規定を置く。
- 四、本会社は、平成十六年四月一日に設立する。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案しつ

つ、平成二十八年三月三十一日までの間に、本会社の在り方について、この法律の廃止及び民営化を含めて見直しを行うこととする。